

## 鹿 児 島 県 公 報

令和元年12月3日（火）第61号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定予定（2件）（森づくり推進課取扱い） 1  
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談  
支援事業者の指定（鹿児島地域振興局取扱い） 2  
○道路の位置指定（2件）（大隅地域振興局取扱い） 2  
（大島支庁取扱い） 2

## 公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 3

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 3

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 3

## 告 示

## 鹿児島県告示第547号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和元年12月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日置市吹上町永吉字二牟礼11383番3，11383番14
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第548号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和元年12月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
垂水市二川字大坪791番1, 792番乙, 793番
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島地域振興局告示第7号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者として指定した。

令和元年12月3日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業所		申請者			指定年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
相談支援事業所 チアフルヒオキ	日置市伊集院町 郡一丁目90番地	社会福祉法人博 楽福祉會	南さつま市金峰 町浦之名1430番 地	石堂 博司	令和元年 11月1日	地域移行 支援・地 域定着支 援

**大隅地域振興局告示第14号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年12月3日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	指定道路		
		位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
令和元年 11月18日	志布志市有明町原 田607番地4 楠本幸二	志布志市志布志町志布志	90.35	4.00
		字牧1520番4		4.24
				4.25

**大島支庁告示第15号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年12月3日

大島支庁長 松本俊一

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	指定道路		
		位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
令和元年	大島郡龍郷町大勝	大島郡龍郷町大勝字当原	60.99	4.80~6.21

10月16日	1122番地4 中田ツタエ	1121番4		
--------	------------------	--------	--	--

## 公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年12月3日

鹿児島県知事 三反園訓

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
霧島市隼人町見次字高免1166番1，1167番，1168番，1170番，1171番，1173番1，1173番2，1173番4，1173番5，1173番6，1173番7，1173番8，1173番9，1192番1，1193番1，1194番1，1194番4及び1195番1
- 公共施設の種類，位置及び区域  
水路 霧島市隼人町見次字高免1173番4及び1173番5
- 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
イオン九州株式会社  
代表取締役 柴田祐司

## 選挙管理委員会告示

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第31号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年12月3日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

2の表208の項を削る。

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第88号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年12月3日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pぱちんこウルトラ6兄弟K3	京楽産業，株式会社	9P1392
回胴式遊技機	SスカイガールズKK	KPE株式会社	9S1387
回胴式遊技機	SミルキィホームズND	ネット株式会社	9S1338